

◎新潟県告示第967号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成24年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

釜谷（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を昭和55年新潟県告示1947号で指定した釜谷急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた地域

粟島浦村釜谷

1080番114	1号
1080番112	2号
1080番1	3号
1080番91	4号
1080番67	5号
1080番2	6号
1080番73	7号

粟島浦村大平

929番2	8号
932番9	9号
929番1	10号